

## ⑤<説明等に係る報告書>

- 「事業者別賃金支払状況等報告書」に疑義がある場合や、大和郡山市に労働者から疑義の申出があった場合等において、大和郡山市から受注者に文書で説明等の要求が行われま  
す。
- 受注者は、大和郡山市が指定した期限までに「説明等に係る報告書」を提出してくださ  
い。
  
- 参考資料がある場合、「説明等に係る報告書」に添付してください。
  
- 下請負者等への対応
  - I 下請負者等にかかる疑義の場合、受注者が当該下請負者等からの説明等に基づいて  
「説明等に係る報告書」を作成し、大和郡山市へ提出してください。
  - II 受注者は当該下請負者等に対し、大和郡山市の提出に間に合うように提出期限を  
設け、提出されない場合は、提出するよう指導してください。
  - III 受注者が当該下請負者等に指導しても提出されない場合、その旨を「説明等に係る  
報告書」に記載し、大和郡山市へ提出してください。

(説明等に係る報告書 条例第8条関係)

年 月 日

大和郡山市長 様

所在地  
受注者の名称  
代表者氏名

印

### 説明等に係る報告について

賃金支払状況等について、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 公契約の名称及び契約日
- 2 説明内容又は提出資料
- 3 未提出の下請負者等への対応
  - ①下請負者の名称  
所在地  
電話番号
  - ②説明等を求めた日
  - ③説明等を求めた方法
  - ④説明等を求めた日以降の経過

(注) 3の③説明等を求めた方法と内容が判る書類を添付してください。